

○市立四日市病院工事執行規程

平成17年4月1日  
病院管理規程第21号

(目的)

第1条 この規程は、法令その他に特別の定めがあるものを除くほか、市立四日市病院が執行する工事（建設業法（昭和24年法律第100号。）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量、調査、設計、製造及び修繕工事をいう。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 工事の施行については、別に定めるもののほか、四日市市工事執行規則（昭和46年四日市市規則第34号）及び四日市市工事執行規程（昭和46年四日市市訓令甲第12号）の規定を準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。